

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方

(平成30年8月24日付 内閣府事務連絡 抜粋)

- 平成27年度を始期とする支援事業計画の計画期間の終期が平成31年度(2019年度)であることから、2020年度を始期とする第二期の支援事業計画を改めて作成する必要がある。
- 第一期の支援事業計画の作成にあたって示した第一期手引きを基本としつつ、子育て安心プラン等を踏まえ、第二期の支援事業計画作成にあたっての「量の見込み」の算出等の考え方を提示。
- なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。

考え方提示の主なもの

【提供体制の実施時期の設定】

- 提供体制確保の実施時期は、「子育て安心プラン」において目標年次としている2020年度末までに整備することを目指し、設定する。

【トレンドの政策動向、地域の実情等の考慮】

- 「子育て安心プラン」において、2018年度末から2020年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備をすることとしていることに留意する。

【都市開発局との十分な情報共有】

- 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発が行われる際には、量の見込みを大きく変動させる要因となり得ることから、必要に応じて補正を行うこと。

【0歳児保育の量の見込み】

- 0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、より二ーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。

【放課後児童健全育成事業の量の見込み】

- 女性の就業率の上昇や保育二ーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することとしており、これを踏まえ、量の見込みを算出すること。